

高濃度乳房・判定不能例への対応を協議・再確認

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会

鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会

■ 日 時 平成30年8月25日（土）午後2時30分～午後3時20分

■ 場 所 鳥取県西部医師会館 米子市久米町

■ 出席者 20人

廣岡部会長、山口委員長

植木・大久保・岡田・尾崎・工藤・小林・清水・鈴木・角・高橋・林・
前田・米原各委員

県健康政策課がん・生活習慣病対策室：山本課長補佐、尾田課長補佐

坂本保健師

健対協事務局：岩垣課長、神戸係長

【概要】

・平成29年度乳がん検診マンモグラフィ読影実績報告については、車検診の要精検率5%程度で、東部、中部地区で例年と変化なし。西部では前年度まで10%を超えていたが、平成29年度は5%台であった。医療機関検診の要精検率は東部4.08%、中部9.15%、西部7.21%で、地区で格差がある。いずれも、国が示す要精検率の許容値11.0%以下は下回っているので、精度は良好と考える。

・乳がん検診における「高濃度乳房」への対応について、再度確認・協議を行った。

以下のとおり取り扱うことが確認され、県健康政策課より市町村に再度周知することとなった。

○高濃度乳房により「判定不能（マンモグラフィ不適）」となることはほとんどないこと。

○実際に、様式3-3「判定不能（マンモグラフィ不適）となった方への通知」と超音波検査ができる医療機関の一覧表を

受診者の方へ提供するケースとして想定されるのは、乳がんの温存療法後で乳腺がほとんどない方やペースメーカーを装着した方等であり、高濃度乳房の方ではないこと。

- ・市町村より、撮影時のポジショニングや撮影状況が不良で「読影不能」と判定された場合の費用について、手引きに明記してほしいという要望があり、協議の結果、鳥取県乳がん検診実施に係る手引きに、「一次撮影機関において再度撮影実施することができる。この場合の撮影実施に係る費用については、当該一次撮影機関の負担とする。ただし、同一医療機関で受診すること。」を追記し、改正することとなった。

挨拶（要旨）

〈廣岡部会長〉

皆さまには、平素より乳がん検診事業に大変ご尽力を賜り、感謝申し上げる。

本日の会は、いくつかの議題が挙がっているが、この後の従事者講習会を含めて、よろしくお願いする。

〈山口委員長〉

日頃の乳がん検診につきましては、ご協力賜わり、ありがとうございます。本日の協議事項の議論を通して、今後の乳がん検診がより良い方向に変わっていければと思いますので、活発なご意見をお願いする。よろしくお願いする。

報告事項

1. 平成29年度乳がん検診マンモグラフィ読影委員会開催状況について

東部（山口委員長）－東部医師会館を会場にして、週2回読影会を開催した。計132回開催し、1回の平均読影件数は32件であった。5市町を対象に8医療機関で撮影された写真4,196件の読影

を行い、CAT3以上の要精検率は4.08%で、かなり低く抑えられている。比較読影件数は2,687件(64.0%)であった。読影委員の精度管理を目的として、興味のある検診症例の画像を持ち寄っての症例検討会を3月29日に開催した。また、読影委員会は3月12日に開催した。

中部（林委員）－中部読影会場にて、週1回読影を行った。計40回開催し、1回の平均読影件数は28件であった。6市町を対象に5医療機関で撮影された写真1,115件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は9.15%で、少し高めである。比較読影件数は735件(66%)であった。3月1日に従事者講習会を行い、平成28年度中部地区検診実績報告、提示された4例の症例検討を行った。

西部（廣岡部会長）－西部医師会館を会場にして、週2回読影を行い、計52回開催、1回の平均読影件数は29件であった。5市町を対象に1医療機関で撮影された写真1,539件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は7.21%であった。比較読影件数は1,185件(77.0%)であった。その他の6医療機関においては、院内読影をされている。

平成30年3月8日に症例検討を行った。

要精検率は東部4.08%、中部9.15%、西部7.21%で、地区で格差がある。

2. その他

平成29年度鳥取県保健事業団の乳がん検診実施状況について、大久保委員より報告があった。読影件数は東部3,030件で、要精検率4.42%、中部3,271件で、要精検率4.92%、西部2,083件で、要精検率5.86%であった。

要精検率5%程度で、東部、中部地区で例年と変化なし。西部では前年度まで10%を超えていたが、平成29年度は5%台であった。

40歳代での要精検率が高いが、初回受診率が高いためと考える。カテゴリーの割合には年齢的な差異は特にならない。

東部、中部読影委員会においては、地区外の読

影をしていただいている。

協議事項

1. 地域保健・健康増進報告の変更に伴う転移性がんの取扱について

県健康政策課 尾田課長補佐より、「地域保健・健康増進報告」の変更があり、がんであった者の計上の変更は以下のとおり説明があった。市町村より、現行の紹介状においては、原発性、転移性の記載項目がないが、どのように対応したらいいのかご検討して頂きたいと要望があった。

○乳がんであった者：精密検査受診者のうち、
検査結果が乳がん（他臓器から乳への転移は
含まない）であった実人員を計上すること。

転移性かどうかの判断が確定していない者
についても本欄に計上すること。

○乳がん以外の疾患であった者：精密検査受診
者のうち、検査結果が乳がん以外の疾患であ
った者について実人員を計上すること。転移
性の乳がん（他臓器から乳への転移の悪性腫
瘍）は本欄に計上すること。

この変更の対応として、「転移性乳がんはほと
んどないが、転移性であった場合は、『乳がん精
密検査紹介状』の診断名の“(6)その他()”」
に記入してもらうこととなった。

2. 乳がん検診における「高濃度乳房」への対応 について

乳がん検診における「判定不能（マンモグラフ
ィ不適）」の取り扱いについては、昨年度の冬部
会を受け、本年5月に「鳥取県乳がん検診実施に
係る手引き」を改正し、結果通知の様式（様式例
3-3）を追加し、超音波検診を受診できる医療
機関の一覧を添付して通知したところ、今年度、
「判定不能（マンモグラフィ不適）」となるケース
として、「高濃度乳房」を想定されている市町村
や医療機関が見受けられたため、取り扱いについ

て再度確認・協議を行った。

その結果、判定不能（MMG不適）の意味は、『マンモグラフィによる乳がん検診の手引き（制
度管理マニュアル）・大内憲明東北大学教授編集』に記載されているように「乳房や胸郭の形状など
によりマンモグラフィを再検しても有効でない
と予想されるもの」を指し、高濃度乳房（dense
breast）による判定不能を意味しておらず、その
ため、実際に判定不能となることはほとんど無い
と推測される。なお、高濃度乳房のためがんが見
つかりにくくなることがあるのは周知の事実である
が、平成30年3月31日に厚生労働行政推進調
査事業費補助金「乳がん検診における乳房の構
成（高濃度乳房を含む）の適切な情報提供に資す
る研究」班より、現時点では全国の市町村で一律
に受診者に対して「乳房の構成」に関する通知を
することは時期尚早である旨の提言がなされてい
ることから、以下のとおり取り扱うことが確認さ
れ、県健康政策課より市町村に再度周知すること
となった。

○高濃度乳房により「判定不能（マンモグラフ
ィ不適）」となることはほとんどないこと。

（読影委員には、健対協より本年7月にマ
ンモグラフィ読影における注意喚起の文書を
通知済）

○実際に、様式3-3「判定不能（マンモグラ
フィ不適）となった方への通知」と超音波検
査ができる医療機関の一覧表を受診者の方へ
提供するケースとして想定されるのは、乳が
んの温存療法後で乳腺がほとんどない方やペ
ースメーカーを装着した方等であり、高濃度
乳房の方ではないこと。

「判定不能（マンモグラフィ不適）」とな
った方は、視触診と超音波検査については、自由診療
で受診していただくこととなるので、検診の対象
からは外れることとなる。また、現段階では、視
触診と超音波検査の結果報告を市町村に提出する
こととなっていない。

3. 読影不能となった場合の対応に係る「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」の改正について

市町村より、撮影時のポジショニングや撮影状況が不良で「読影不能」と判定された場合は一次撮影医療機関において再度撮影実施することとなっているが、この場合の費用負担について手引きに明記してほしいと要望があった。

改正案が示され、協議の結果、以下のとおり、改正することとなった。

「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」(抜粋):
下線が改正箇所

7 結果の通知及び指導

(4) 読影不能と判定された場合は、一次撮影機関において再度撮影実施することができる。この場合の撮影実施に係る費用については、当該一次撮影機関の負担とする。
ただし、同一医療機関で受診すること。

また、マンモグラフィ不適と判定された場合は、マンモグラフィ以外での検診を受けるよう受診勧奨を行う。

4. その他

健対協においては、今年度も県の委託事業として、マンモグラフィ読影委員の読影認定医（AまたはB評価に限る。）の資格更新に必要な費用の一部を助成することとなっている。

日本乳がん検診精度管理中央機構の更新講習会を受講され、費用助成を希望される方の申請書は随時受付している。

更新講習会の試験結果がC評価の方が、診療で乳がん検診に従事されていない読影委員の場合、もうやめるという方がある。ランクアップの講習会を受けた場合の補助はないのかという質問があった。これについては、別の新規取得補助制度の対象としており、病院を通して申し込みしていただくこととなっているので、その制度を利用していただきたい。

これから、健対協より読影委員に資格更新費用助成申請の関係書類を通知するが、助成には試験結果については問わないこと。C評価となった方のランクアップの講習会受講の費用助成についてもあることを周知することとなった。

乳がん検診従事者講習会及び第26回鳥取県検診発見乳がん症例検討会

日 時 平成30年8月25日（土）

午後4時～午後5時40分

場 所 鳥取県西部医師会館 米子市久米町

出席者 34名（医師：28名、保健師：6名）

岡田克夫先生の司会により進行。

講 演

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会会長 廣岡保明先生の座長により、鳥取大学医学部附属病院乳腺内分泌外科長 鈴木喜雅先生

による「乳がん検診の要点」の講演があった。

第26回鳥取県検診発見乳がん症例検討会

博愛病院 角 賢一先生の司会により5症例を報告して頂き、検討を行った。

1) 東部症例（3例）：鳥取赤十字病院

山口由美先生

2) 中部症例（1例）：鳥取県立厚生病院

兒玉 渉先生

3) 西部症例（1例）：鳥取大学医学部附属病院

若原 誠先生